

親子関係に関する各国制度概要

	アメリカ・連邦	イギリス	オーストラリア・ダクトリア州	ドイツ	フランス	スウェーデン	スイス
制定法	①統一親子法 (2000年) ②援助された妊娠による子ども地位に関する統一法 (1988年)	①ヒトの受精及び胚研究に関する法律 (1990年) ②代理出産取決め法 (1985年)	①不妊 (医学的諸措置) 法 (1984年) ②子ども地位 (改正) 法 (1984年)	①親子法 (2002年一部改正) ②胚保護法 (1990年) ③養子転送及び代理母転送禁止に関する法律 (1989年)	①生命倫理法 (1994年)	①親子法・人工授精法 (1984年) ②体外受精法 (1988年, 2002年改正)	①民法 ②生殖医療法 (1998年)
母子関係	分娩した女性が母となる。ただし、代理母契約が有効な場合を除く。	分娩した女性が母となる。ただし、親決定の場合を除く。	分娩した女性が母となる。	分娩した女性が母となる。	分娩した女性が母となる (明文の規定はないが、解釈上当然とされている。)	分娩した女性が母となる。	分娩した女性が母となる。
父子関係	生殖補助医療に同意した夫が、出生した子の父となる。	生殖補助医療に同意した夫 (又は男性) が、出生した子の父となる。ただし、親決定の場合を除く。	生殖補助医療に同意した夫が、出生した子の父となる。	生殖補助医療に同意した夫 (又は男性) は、父性の取消しができない。	生殖補助医療に同意した夫 (又は男性) は、親子関係不存は確認の訴え又は地位確認の訴えが禁止される。	生殖補助医療に同意した夫 (又は男性) は、出生した子の父となる。	第三者の精子による懐胎を承認した夫は、父子関係否認の訴えが禁止される。
配偶子提供者との関係	配偶子の提供者は、出生した子の父母とはならない。	上記以外の男女は、出生した子の父母とはならない。	配偶子提供者は、出生した子の父母とはならない。		配偶子提供者は、出生した子の父母とはならない。		精子提供者は、出生した子の父とならない (無認可の実施・精子保存・あつせん機関にそれと知りながら精子提供をした場合を除く)。